

令和 6 年第 3 回（9 月）

川口市議会定例会

報告事項

令和6年第3回（9月）川口市議会定例会報告事項目次

報告第	21号	専決処分の報告について（公用自動車による車両損傷事故）…	1
報告第	22号	専決処分の報告について（公用自動車によるカメラボックス等損傷事故）……………	2
報告第	23号	専決処分の報告について（市立中学校の樹木の落枝による隣家の窓ガラス破損事故）……………	3
報告第	24号	令和5年度川口市一般会計継続費精算報告書について……………	5
報告第	25号	令和5年度川口市水道事業会計継続費精算報告書について……………	11
報告第	26号	令和5年度川口市が出資した法人の経営状況について……………	14
報告第	27号	令和5年度決算に基づく川口市健全化判断比率について……………	15
報告第	28号	令和5年度決算に基づく川口市資金不足比率について……………	16
報告第	29号	権利の放棄の報告について（土地貸付料ほか10債権）……………	17
報告第	30号	権利の放棄の報告について（水道料金）……………	18
報告第	31号	権利の放棄の報告について（診療費ほか2債権）……………	19

報告第 21号

専決処分の報告について

公用自動車の交通事故に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年9月3日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

- 1 事 故 名 公用自動車による車両損傷事故
- 2 事故発生年月日 令和6年1月24日
- 3 事故発生場所 川口市大字里406番地の1先路上
- 4 損害賠償の相手方 川口市在住
女 性 70歳
- 5 損害賠償の額 39,863円

令和6年7月3日

川口市長 奥ノ木 信 夫

報告第 22号

専決処分の報告について

公用自動車の交通事故に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年9月3日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

- | | |
|------------|----------------------|
| 1 事 故 名 | 公用自動車によるカメラボックス等損傷事故 |
| 2 事故発生年月日 | 令和6年3月14日 |
| 3 事故発生場所 | 川口市並木3丁目25番15号 駐車場内 |
| 4 損害賠償の相手方 | 川口市所在
株式会社A |
| 5 損害賠償の額 | 550,000円 |

令和6年7月3日

川口市長 奥ノ木 信 夫

報告第 23号

専決処分の報告について

市立中学校の樹木の落枝による隣家の窓ガラス破損事故に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年9月3日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

- | | |
|------------|---------------------------|
| 1 事 故 名 | 市立中学校の樹木の落枝による隣家の窓ガラス破損事故 |
| 2 事故発生年月日 | 令和6年4月23日 |
| 3 事故発生場所 | 川口市立領家中学校 隣家 |
| 4 損害賠償の相手方 | 川口市在住
男 性 |
| 5 損害賠償の額 | 33,000円 |

令和6年7月16日

川口市長 奥ノ木 信 夫

報告第 24号

令和5年度川口市一般会計継続費精算報告書について

上記継続費精算報告書を、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定により次のとおり報告する。

令和6年9月3日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

令和5年度川口市一般

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一 般 財 源
					国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
			円	円	円	円	円	
3 民生費	3 児童福祉費	領家保育所改築事業（解体工事）	令和4年度	14,991,000	3,366,000			11,625,000
			令和5年度	30,028,000	7,853,000			22,175,000
			計	45,019,000	11,219,000			33,800,000
4 衛生費	2 清掃費	戸塚環境センター施設整備関連事業（戸塚収集事務所・西棟排水処理施設建設工事）	令和3年度	72,560,000		54,300,000	18,260,000	
			令和4年度	664,034,000		498,000,000	27,500,000	138,534,000
			令和5年度	798,589,000		598,900,000	199,689,000	
			計	1,535,183,000		1,151,200,000	245,449,000	138,534,000
8 土木費	3 河川費	江川第3調節池整備事業（建設工事その1）	令和3年度	106,237,000		106,200,000		37,000
			令和4年度	337,172,000		337,100,000		72,000
			令和5年度	277,816,000		277,800,000		16,000
			計	721,225,000		721,100,000		125,000
	5 住宅費	市営領家高層住宅解体事業	令和4年度	133,378,000	29,790,000	44,100,000		59,488,000
			令和5年度	267,170,000	69,511,000	70,000,000		127,659,000
			計	400,548,000	99,301,000	114,100,000		187,147,000
10 教育費	2 小学校費	小学校施設整備事業（並木小学校プール建設工事）	令和4年度	199,765,000	15,581,000	27,600,000	130,000,000	26,584,000
			令和5年度	43,621,000	3,894,000	6,900,000	32,000,000	827,000
			計	243,386,000	19,475,000	34,500,000	162,000,000	27,411,000

会計継続費精算報告書

実 績					比 較					
支出 済 額	左 の 財 源 内 訳				年 割 額 と 支 出 済 額 の 差	左 の 財 源 内 訳				
	特 定 財 源			一 般 財 源		特 定 財 源			一 般 財 源	
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他			国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
8,741,800	3,366,000			5,375,800	6,249,200	0				6,249,200
36,261,400	7,854,000			28,407,400	△ 6,233,400	△ 1,000				△ 6,232,400
45,003,200	11,220,000			33,783,200	15,800	△ 1,000				16,800
					72,560,000		54,300,000	18,260,000		
430,683,000		322,900,000	15,460,000	92,323,000	233,351,000		175,100,000	12,040,000		46,211,000
1,101,067,000		825,600,000	229,256,000	46,211,000	△ 302,478,000		△ 226,700,000	△ 29,567,000		△ 46,211,000
1,531,750,000		1,148,500,000	244,716,000	138,534,000	3,433,000		2,700,000	733,000		0
106,237,000		106,200,000		37,000	0		0			0
337,172,000		337,100,000		72,000	0		0			0
276,893,000		276,800,000		93,000	923,000		1,000,000			△ 77,000
720,302,000		720,100,000		202,000	923,000		1,000,000			△ 77,000
77,372,900	29,790,000	2,100,000		45,482,900	56,005,100	0	42,000,000			14,005,100
323,034,800	69,511,000	111,900,000		141,623,800	△ 55,864,800	0	△ 41,900,000			△ 13,964,800
400,407,700	99,301,000	114,000,000		187,106,700	140,300	0	100,000			40,300
15,520,000	3,377,000	5,900,000	6,000,000	243,000	184,245,000	12,204,000	21,700,000	124,000,000		26,341,000
227,866,000	19,198,000	27,700,000	156,000,000	24,968,000	△ 184,245,000	△ 15,304,000	△ 20,800,000	△ 124,000,000		△ 24,141,000
243,386,000	22,575,000	33,600,000	162,000,000	25,211,000	0	△ 3,100,000	900,000	0		2,200,000

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一 般 財 源
					国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
			円	円	円	円	円	
	3 中学校費	中学校施設整備事業（仲町中学校プール建設工事）	令和4年度	169,458,000	11,146,000	19,700,000	100,000,000	38,612,000
			令和5年度	57,787,000	4,733,000	8,300,000	44,000,000	754,000
			計	227,245,000	15,879,000	28,000,000	144,000,000	39,366,000
		中学校夜間学級新校舎建設事業	令和4年度	363,944,000	75,042,000	66,200,000	210,000,000	12,702,000
			令和5年度	763,272,000	175,099,000	154,400,000	432,000,000	1,773,000
			計	1,127,216,000	250,141,000	220,600,000	642,000,000	14,475,000
	6 社会教育費	公民館施設整備事業（領家公民館解体工事）	令和4年度	24,766,000	5,533,000			19,233,000
			令和5年度	49,605,000	12,910,000			36,695,000
			計	74,371,000	18,443,000			55,928,000

実 績					比 較					
支 出 済 額	左 の 財 源 内 訳				年 割 額 と 支 出 済 額 の 差	左 の 財 源 内 訳				
	特 定 財 源			一 般 財 源		特 定 財 源			一 般 財 源	
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他			国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
69,080,000	6,264,000	11,100,000	51,000,000	716,000	100,378,000	4,882,000	8,600,000	49,000,000	37,896,000	
158,164,600	10,139,000	16,400,000	93,000,000	38,625,600	△ 100,377,600	△ 5,406,000	△ 8,100,000	△ 49,000,000	△ 37,871,600	
227,244,600	16,403,000	27,500,000	144,000,000	39,341,600	400	△ 524,000	500,000	0	24,400	
105,470,000	26,128,000	23,500,000	50,000,000	5,842,000	258,474,000	48,914,000	42,700,000	160,000,000	6,860,000	
1,021,198,400	237,492,000	197,100,000	583,000,000	3,606,400	△ 257,926,400	△ 62,393,000	△ 42,700,000	△ 151,000,000	△ 1,833,400	
1,126,668,400	263,620,000	220,600,000	633,000,000	9,448,400	547,600	△ 13,479,000	0	9,000,000	5,026,600	
14,369,300	5,533,000			8,836,300	10,396,700	0			10,396,700	
59,976,400	12,910,000			47,066,400	△ 10,371,400	0			△ 10,371,400	
74,345,700	18,443,000			55,902,700	25,300	0			25,300	

報告第 25号

令和5年度川口市水道事業会計継続費精算報告書について

上記継続費精算報告書を、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）
第18条の2第2項の規定により次のとおり報告する。

令和6年9月3日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

令和5年度川口市水道事

款	項	事業名	年度	全 体 計 画		
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳	
					企 業 債	損益勘定留保資金等
1 資本的 支出	1 建設 改良費	浄配水場配水池耐震 補強事業（神根浄水 場）	令和 4 年度	円 98,252,000	円	円 98,252,000
			令和 5 年度	131,549,000		131,549,000
			計	229,801,000		229,801,000
		浄配水場変圧器盤等 更新事業（横曽根浄 水場）	令和 4 年度	100,000,000		100,000,000
			令和 5 年度	258,523,000		258,523,000
			計	358,523,000		358,523,000

業 会 計 継 続 費 精 算 報 告 書

	実 績		比 較		
支払義務発生額	左 の 財 源 内 訳		年割額と支払義務 発生額の差	左 の 財 源 内 訳	
	企 業 債	損益勘定留保資金等		企 業 債	損益勘定留保資金等
円	円	円	円	円	円
42,540,000		42,540,000	55,712,000		55,712,000
181,915,000		181,915,000	△ 50,366,000		△ 50,366,000
224,455,000		224,455,000	5,346,000		5,346,000
100,000,000		100,000,000	0		0
206,350,000		206,350,000	52,173,000		52,173,000
306,350,000		306,350,000	52,173,000		52,173,000

報告第 26号

令和5年度川口市が出資した法人の経営状況について

川口市が出資した下記法人の経営状況に関する書類を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により別添のとおり提出する。

記

- 1 一般財団法人 川口中小企業共済協会
- 2 川口市土地開発公社
- 3 公益財団法人 川口産業振興公社
- 4 公益財団法人 川口市公園緑地公社
- 5 川口都市開発株式会社
- 6 公益財団法人 川口市勤労福祉サービスセンター
- 7 公益財団法人 川口市スポーツ協会
- 8 公益財団法人 川口総合文化センター
- 9 公益財団法人 川口緑化センター

令和6年9月3日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

報告第 27号

令和5年度決算に基づく川口市健全化判断比率について

上記健全化判断比率を、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により次のとおり報告する。

令和6年9月3日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

(単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	2.6	9.3
早期健全化基準	11.25	16.25	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

報告第 28号

令和5年度決算に基づく川口市資金不足比率について

上記資金不足比率を、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により次のとおり報告する。

令和6年9月3日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

(単位：%)

	水道事業会計	下水道事業会計	病院事業会計
資金不足比率	—	—	—
経営健全化基準	20.0	20.0	20.0

報告第 29号

権利の放棄の報告について

川口市債権管理条例（令和元年条例第38号）第14条各号の規定により権利の放棄を執行したので、同条例第15条の規定により次のとおり報告する。

記

1 放棄した債権の名称、件数及び額

108件 54,276,705円

(1) 土地貸付料	1件	77,262円
(2) 福祉資金貸付金	4件	300,000円
(3) 緊急生活支援特別資金貸付金	11件	1,015,000円
(4) 高額療養費及び出産費資金貸付金	1件	581,000円
(5) 生活保護費返還金	2件	106,272円
(6) 一般被保険者返納金	4件	69,433円
(7) 住宅使用料	28件	44,757,191円
(8) 奨学資金貸付金回収金	6件	2,217,600円
(9) 求償債権（奨学資金貸付金）	1件	1,558,539円
(10) 放課後児童クラブ利用料	19件	884,300円
(11) 学校給食費	31件	2,710,108円

2 放棄の事由

破産法第253条第1項に基づく免責許可決定がなされたこと若しくは債務者が無資力、死亡若しくは所在が不明であることから回収が不可能又は債権金額が少額で取立てに要する費用に満たないと認められることから回収が不適當であるため、債権を放棄したもの。

3 放棄の時期

令和6年3月31日

令和6年9月3日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

報告第 30号

権利の放棄の報告について

川口市債権管理条例（令和元年条例第38号）第14条各号の規定により権利の放棄を執行したので、同条例第15条の規定により次のとおり報告する。

記

1 放棄した債権の名称、件数及び額

水道料金 1, 482件 9, 564, 212円

2 放棄の事由

法人が事業を休止し将来その事業を再開する見込みが全くないこと、破産法第253条第1項に基づく免責許可決定がなされたこと若しくは債務者が無資力、死亡若しくは所在が不明であることから回収が不可能又は債権金額が少額で取立てに要する費用に満たないと認められることから回収が不適當であるため、債権を放棄したもの。

3 放棄の時期

令和6年3月31日

令和6年9月3日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

報告第 31号

権利の放棄の報告について

川口市債権管理条例（令和元年条例第38号）第14条各号の規定により権利の放棄を執行したので、同条例第15条の規定により次のとおり報告する。

記

1 放棄した債権の名称、件数及び額

88件 16,329,209円

(1) 診療費 86件 13,875,545円

(2) 行政財産目的外使用料 1件 2,441,190円

(3) 前払いした定期購読料金 1件 12,474円

2 放棄の事由

破産法第253条第1項に基づく免責許可決定がなされたこと、債務者が死亡若しくは所在が不明で、また、債権金額が少額で取立てに要する費用に満たないと認められることから、回収が不適当なため債権を放棄したもの。

債務者の費用不足による破産手続廃止が決定したことから、回収が不適当なため、債権を放棄したもの。

3 放棄の時期

令和6年3月31日

令和6年9月3日提出

川口市長 奥ノ木 信夫